

ID: 279

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	真岡市水道事業給水条例 第5条		
例規番号	平成9年条例第25号		
【基準】	第5条の規定による。 (給水装置の新設等の申込) 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。) 第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。		
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 280

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例規名 根拠条項	真岡市水道事業給水条例 第7条第2項		
例規番号	平成9年条例第25号		
<p><b>【基準】</b>  第7条の規定による。  (工事の施行)  第7条 給水装置工事は、市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。  2 指定給水装置工事事業者は、あらかじめ市長の設計審査を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 284

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	料金等の減免		
例規名 根拠条項	真岡市水道事業給水条例 第29条		
例規番号	平成9年条例第25号		
<p><b>【基準】</b>  第29条の規定による。  (料金、加入金及び手数料等の軽減又は免除)  第29条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料及びその他の費用を軽減又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 286

担当部署: 上下水道部 水道課

<b>処分の概要</b>	指定工事業者証の交付及び再交付		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市指定給水装置工事業者規程 第6条第1項及び第4項		
<b>例規番号</b>	平成10年水道事業管理規程第1号		
<b>【基準】</b>	<p>第5条及び第6条の規定による。 (指定の基準)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること。</p> <p>ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 心身の故障により給水装置工事業の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>カ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がある者 (指定工事業者証の交付)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に真岡市指定給水装置工事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納するものとする。</p> <p>3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に提出するものとする。</p> <p>4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。</p>		
<b>標準処理期間</b>	10日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日